

「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

- (1) 本要領は、時津町（以下「本町」という。）が実施する「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる受託候補者を公正かつ適正に選定するため、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 本業務は、とぎつカナリーホールのリニューアルオープンを記念して開催する「とぎつ“すごカナ”フェスタ」のグランドオープニングイベントについて、企画、運営、進行管理等を一体的に実施することにより、本町の魅力を町内外へ広く発信するとともに、新たな交流人口及び関係人口の創出、地域活性化及び賑わいの創出を図ることを目的とする。
- (3) 本プロポーザルでは、リニューアルしたとぎつカナリーホールを核として、屋上ウッドデッキ、芝生広場、石畳広場等を含む屋外空間も効果的に活用し、文化・芸術・観光・地域資源を融合させた魅力あるイベントを企画・運営できる、高度な企画力、運営能力及び豊富な実績を有する事業者を選定することを目的とする。
- (4) 本町は、本プロポーザルを通じて、民間事業者の創意工夫や幅広い知見を生かした提案を求めるとともに、本イベントを「とぎつ“すごカナ”フェスタ」の幕開けを飾るグランドオープニングイベントとして位置付け、とぎつカナリーホールの新たな魅力を町内外へ広く発信し、多くの来場者が楽しめる象徴的なイベントとなることを期待するものである。

2. 業務概要

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日まで |
| (4) 提案限度額 | 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

※ 提案見積価格には、株式会社長崎ケーブルメディアへ支払う「ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント」に係る出演者費、映像制作・記録費、技術スタッフ費、編集費、制作管理費等として 559,020 円（消費税及び地方消費税を含む。）を必ず含め、本費用を見積内訳明細書に明記すること。

(5) 提案を求める内容

本業務では、仕様書に定める業務内容を踏まえ、次に掲げる事項について、具体的かつ実現性の高い提案を求めるものとする。

- ① イベントコンセプト及び全体構成に関する提案
- ② ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント、音楽ライブ、イルミネーション点灯式、かわち家との連携イベントその他のプログラムの企画・演出に関する提案
- ③ とぎつカナリーホール、屋上ウッドデッキ、芝生広場、石畳広場等を活用した会場レイアウト及び来場者動線に関する提案
- ④ 広報計画及び町内外からの来場促進策に関する提案

- ⑤ イベント運営及び安全管理体制に関する提案
- ⑥ 来場者満足度の向上及び広報効果の分析方法に関する提案
- ⑦ その他、本業務の目的達成に資する独自提案

3. 実施方式 公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 時津町から指名停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可決定を受けている者を除く。
- (4) 時津町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年時津町告示第 1 号)第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団等に該当しない者
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者
- (6) 過去 5 年以内に、国、地方公共団体、その他の公共的団体又は民間事業者が発注した、集客を伴うイベント、式典、音楽イベント、文化イベント、観光イベントその他これらに類する企画運営業務について、元請として受託し、履行を完了した実績を有する者
- (7) 本業務を適正かつ確実に履行するため、業務責任者及び必要な担当者を配置できる者

5. スケジュール

項目	時期(予定)
(1) 公募開始	令和 8 年 8 月 12 日(水)
(2) 質問受付期限	令和 8 年 8 月 19 日(水)
(3) 質問回答	令和 8 年 8 月 21 日(金)
(4) 参加申込書及び企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 28 日(金)
(5) 書類審査	令和 8 年 8 月 31 日(月)～ 9 月 9 日(水)
(6) 審査結果通知	令和 8 年 9 月 11 日(金)
(7) 契約締結	令和 8 年 9 月 18 日(金)

※ 上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。

※ 企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて、書面、電子メール又はオンライン等によるヒアリングを実施する場合がある。

6. 参加申込手続

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書その他関係書類を十分理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 参加申込書 (様式第 1 号)
- ② 会社概要書 (様式第 2 号)
- ③ 業務実施体制・類似業務実績書 (様式第 3 号)
- ④ 誓約書 (様式第 4 号)
- ⑤ 企画提案書提出届 (様式第 5 号)
- ⑥ 企画提案書 (任意様式)
- ⑦ 見積書及び見積内訳明細書 (任意様式)

※ 見積内訳明細書には、株式会社長崎ケーブルメディアへ支払う「ヒロスケ・ヒロノブの時津歴史さんぽトークイベント」に係る出演者費、映像制作・記録費、技術スタッフ費、編集費、制作管理費等として 559,020 円(消費税及び地方消費税を含む。)を明記すること。

(2) 提出期限 令和 8 年 8 月 28 日(金) 午後 5 時必着

(3) 提出方法

- ① 電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話により到達確認を行うこと。
- ② 件名は、「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務(参加申込み)と記載すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1
 時津町 総務部 戦略推進課
 電話 095-865-6805
 電子メール senryaku@town.togitsu.nagasaki.jp

(5) 質問方法

- ① 本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第 6 号)を電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話により到達確認を行うこと。
- ② 件名は、「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務(質疑)と記載すること。

(6) 質問受付期限 令和 8 年 8 月 19 日(水) 午後 5 時必着

(7) 質問への回答

- ① 質問に対する回答のうち、全ての参加予定者に周知すべき内容については、質問者名を伏せた上で本町ホームページに掲載する。その他の質問については、必要に応じて質問者へ電子メールで回答する。
- ② 回答の公表は、令和 8 年 8 月 21 日(金)を予定している。

7. 企画提案書の作成

(1) 基本事項

- ① 企画提案書は、本実施要領及び仕様書に基づき作成すること。
- ② 本業務の目的を十分理解した上で、イベントコンセプト、企画内容、運営方法及び独自提案等について、具体的かつ実現性の高い内容を提案すること。
- ③ 提案内容は、とぎつカナリーホールのリニューアルオープンを記念するグランドオープニングイベントとしてふさわしい内容とするとともに、町内外から多くの来場者が訪れ、満足度の高いイベントとなるよう配慮すること。

(2) 記載事項

企画提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

- ① 業務実施方針
 - (ア) 本業務に対する基本的な考え方
 - (イ) イベントコンセプト
 - (ウ) 本業務の実施に当たって重視するポイント
- ② イベントプログラム
 - (ア) イベント全体の構成及びタイムスケジュール
 - (イ) 時津歴史さんぽトークイベントの企画・演出
 - (ウ) 音楽ライブの企画・演出
 - (エ) イルミネーション点灯式の企画・演出
 - (オ) かわち家との連携イベントの企画・演出
 - (カ) その他プログラムの企画・演出
- ③ 会場計画
 - (ア) とぎつカナリーホール及び屋外空間の活用方法
 - (イ) 会場レイアウト
 - (ウ) 来場者動線
 - (エ) 会場装飾及び演出
- ④ 広報・来場促進
 - (ア) 広報計画
 - (イ) 町内外への情報発信
 - (ウ) 来場促進策
 - (エ) 来場者満足度向上策
- ⑤ 運営体制
 - (ア) 業務実施体制
 - (イ) スタッフ配置
 - (ウ) 安全管理

- (エ) 緊急時対応
- (オ) 工程管理

- ⑥ 広報効果等の分析
 - (ア) 来場者数の把握方法
 - (イ) 広報効果の分析方法
 - (ウ) 業務完了後の検証方法

- ⑦ 独自提案

仕様書に定める内容のほか、本業務の目的達成に資する有効な提案がある場合は、自由に提案すること。

- (3) 提出形式等

企画提案書は、PDF 形式により提出するものとし、ページ数は A4 判換算で 25 ページ以内(表紙及び目次を除く。)とする。なお、図面、イメージ図、写真等を用いて分かりやすく作成すること。本文の文字の大きさは 12 ポイントを基本とする。ただし、図表、注釈その他これに類する部分については、この限りではない。

8. 審査方法

- (1) 審査委員会

受託候補者の選定は、「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

- (2) 審査方法

- ① 提出された企画提案書、業務実施体制・類似業務実績書、見積書その他の提出書類について、別表「審査基準」に基づき、総合的に評価する。
- ② 提案者が 1 者のみの場合であっても審査を実施する。
- ③ 企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて書面、電子メール又はオンライン等によるヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングは提出された書類の内容を確認するために実施するものであり、新たな提案の追加又は提出済みの提案内容の変更は認めない。
- ④ 各審査委員は、別表「審査基準」に基づき 100 点満点で評価を行い、各審査委員の評価点の平均点を当該提案者の総評価点とする。なお、平均点は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで求めるものとする。

- (3) 受託候補者の選定

- ① 審査委員会において、総評価点が 60 点以上で、最も総評価点が高い者を受託候補者として選定する。ただし、総評価点が 60 点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
- ② 評価点が同点となった場合は、別表の「4. 企画提案内容」の評価点が高い者を上

位とする。それでも同点の場合は、「1. 業務実施方針・業務理解度」の評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(4) 審査結果

- ① 審査結果は、すべての提案者に書面又は電子メールにより通知する。
- ② 審査結果に対する異議申立ては認めない。
- ③ 審査内容、審査経過及び各委員の評価内容については公表しない。

(5) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案限度額を超える見積書を提出した場合
- ④ 本実施要領に定める事項に違反した場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑦ その他、審査委員会が失格と判断した場合

9. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者として選定された者と、本町が協議の上、地方自治法その他関係法令に基づき契約を締結する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書を基本とし、本町と受託候補者との協議により決定する。

(3) 契約が成立しない場合

受託候補者が契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合又は契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者と協議を行うことができる。

(4) 契約保証金

契約保証金については、時津町財務規則の定めるところによる。

(5) 支払方法

業務完了後、本町による成果品の検査に合格した後、受託者からの適法な請求に基づき支払うものとする。

(6) その他

契約に定めのない事項又は契約内容について疑義が生じた場合は、本町と受託者が

協議の上、決定するものとする。

10. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における提出書類の差替え、追加又は再提出は認めない。ただし、本町が必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開請求があつた場合は、時津町情報公開条例その他関係法令の規定に基づき取り扱うものとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があつた場合は、受託候補者の決定を取り消すことがある。
- (6) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を速やかに提出すること。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に関し必要な事項は、本町が別に定める。

(別表)

「とぎつ“すごカナ”フェスタ」グランドオープニングイベント企画運営業務 公募型プロポーザル審査基準

提出された企画提案書等の書類審査を実施し、次の基準に基づいて評価を行う。書類審査の総評価点が 60 点以上で、かつ、総評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

評 価 項 目	配 点
1. 業務実施方針・業務理解度	15 点
2. 業務実施体制	10 点
3. 類似業務実績	10 点
4. 企画提案内容	40 点
① イベントコンセプト・全体構成	(10 点)
② イベントプログラムの企画・演出	(10 点)
③ 会場計画・広報・来場促進	(10 点)
④ 運営・安全管理計画及び独自提案	(10 点)
5. 提案見積価格	25 点
合 計	100 点

※ 提案見積価格の評価点は、次の式により算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位まで求める。

※ 価格評価点＝(最低提案見積価格÷当該提案見積価格)×25 点